

長岡市共同企業体運用基準（令和7年3月25日告示第90号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第5条 <u>設計金額が3億円以上である工</u> <u>事で、市長が指定をしたものについては、</u> <u>発注先を特定共同企業体とするものとし</u> <u>る。</u></p> <p>2 <u>設計金額が1億円以上3億円未満で</u> <u>ある工事で、市長が指定をしたものにつ</u> <u>いては、発注先を単体企業、経常共同企</u> <u>業体又は特定共同企業体とすることがで</u> <u>きるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が特</u> <u>別の事情があるとして指定をする工事に</u> <u>ついては、発注先を単体企業、経常共同</u> <u>企業体又は特定共同企業体とすることが</u> <u>できるものとする。</u></p> <p>4 <u>前3項</u>の指定及び特定共同企業体 構成員（以下本章において「構成員」と いう。）の資格要件については、長岡市 建設工事入札参加資格等審査委員会（以 下「委員会」という。）の審査を経るこ とを要する。 (結成方式等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>構成員の数は、2社とする。ただし、</u> <u>設計金額が第5条第1項に掲げる金額の</u> <u>2倍以上となる工事については、3社以</u> <u>上とすることができるものとする。</u></p> <p>4 <u>特別の事由があると認められるとき</u> <u>は、前項に規定する構成員の数の基準に</u> <u>よらないことができるものとする。</u> (参加資格の確認等)</p> <p>第10条 参加資格の確認を受けようとす</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第5条 <u>特定共同企業体の発注に付すべ</u> <u>き工事（以下「対象工事」という。）は、</u> <u>設計金額が3億円以上で、市長が指定し</u> <u>たものとする。</u></p> <p>2 <u>対象工事</u>の指定及び特定共同企業体 構成員（以下本章において「構成員」と いう。）の資格要件については、長岡市 建設工事入札参加資格等審査委員会（以 下「委員会」という。）の審査を経るこ とを要する。 (結成方式等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>構成員の数は、5社以内とし、工事ご</u> <u>とに定めるものとする。</u></p> <p>(参加資格の確認等)</p> <p>第10条 参加資格の確認を受けようとす</p>

る特定共同企業体は、特定共同企業体入札参加資格確認申請書及び次に掲げる事項を記載した協定書（以下「特定共同企業体申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

(3) 事務所の所在地

(4) 成立及び解散の時期

(5) 代表者の名称及び権限

(6) 構成員の商号又は名称及び所在地
又は住所

(7) 構成員の出資、利益配当及び欠損金
負担の割合

(8) 工事途中における構成員の脱退に
関する事項

(9) その他必要な事項

2 (略)

3 (略)

(参加資格の有効期間)

る特定共同企業体は、特定共同企業体入札参加資格確認申請書及び次の各号の添付書類（以下「特定共同企業体申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

(2) 次の事項を記載した協定書

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 成立及び解散の時期

オ 代表者の名称及び権限

カ 構成員の商号又は名称及び所在地又は住所

キ 構成員の出資、利益配当及び欠損金負担の割合

ク 工事途中における構成員の脱退に関する事項

ケ その他必要な事項

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

— —

2 特定共同企業体申請書類の提出部数は、1部とする。

3 (略)

4 (略)

(参加資格の有効期間)

第11条 前条第3項の規定により認定された特定共同企業体の参加資格の有効期間は、同項の通知の日から入札に参加した工事の完了の日までとする。

(経常共同企業体の構成)

第12条 経常共同企業体の構成については、次の各号の資格要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 経常共同企業体の構成員(以下本章において「構成員」という。)が規程第7条第1項又は規程第9条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者で、規程第2条第2項に該当しない

_____ものであること。

(2)～(6) (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、電子署名が行われたときは、これを押印したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

(平成18年1月1日の編入に伴う経過措置)

3 (略)

第11条 前条第4項の規定により認定された特定共同企業体の参加資格の有効期間は、同項の通知の日から入札に参加した工事の完了の日までとする。

(経常共同企業体の構成)

第12条 経常共同企業体の構成については、次の各号の資格要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 経常共同企業体の構成員(以下本章において「構成員」という。)が規程第7条第1項又は規程第9条第4項の規定により入札参加資格者名簿に登録されている者で、規程第2条第2項に該当せず、かつ、規程第3条第3号及び第4号に該当するものであること。

(2)～(6) (略)

第17条 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

3 設計額が3億円未満の工事であっても、当分の間、特定共同企業体の対象工事とすることができる。

(平成18年1月1日の編入に伴う経過措置)

4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に結成され、かつ、工事を請け負っている共同企業体については、なお従前の例による。